

## 審査基準・標準処理期間 << 廃止許可 >>

久留米市 環境保全課

墓地・納骨堂又は火葬場の廃止許可を受けるには、条例等に定める基準を遵守していただく必要がありますので、次の審査基準の趣旨をご理解いただき、厳守していただきますようお願いします。

また、計画過程において環境保全課と相談をこまめにされるようお願いします。

【申請に対する処分】 墓地・納骨堂又は火葬場の廃止許可

・根拠法令及び条項 墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項

・関係条項 久留米市墓地等の経営許可等に関する条例

久留米市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則

### 1. 審査基準

#### 1 墓地

改葬が完了していること。

ただし、現状墓地として利用されていないが、地目が墓地であり、かつ墓地台帳に記載されているため廃止許可対象となった土地であって、改葬が完了しているかどうか不明な場合にあっては、今までの経緯等を記載した理由書を添付すること。

#### 2 納骨堂

改葬が完了していること。

#### 3 火葬場

新たな火葬場の建設、他の火葬場への火葬業務の委託等、火葬場を廃止しても地域住民生活に支障を及ぼさない処置がされていること。

### 2. 標準処理期間

14日（ただし、休日は含まない）

### 3. その他

申請後、職員が現地にて墳墓がないことを確認し、廃止許可書の交付を行います。

したがって、墳墓が撤去された状態で申請するようお願いいたします。